

2014 年 4 月 17 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—中国（上海）自由貿易試験区関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 320 号 ）

工業情報化部、 外資参入比率の規制緩和を実施へ 自由貿易試験区の電信付加価値業務で

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

工業情報化部は、2014 年 4 月 15 日付で『中国（上海）自由貿易試験区における外商投資電信付加価値業務経営試行管理弁法』の印刷・配布に関する通達』（工信部通[2014]130 号、以下『弁法』という）を公布しました。中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」という）において、電信付加価値業務に対する外資参入比率の規制緩和を実施に移しました。

□ 参入条件や実務手続を規定

工業情報化部と上海市人民政府は 2014 年 1 月 6 日、『中国（上海）自由貿易試験区における付加価値電信業務のさらなる対外開放に関する意見』（工信部聯通[2013]410 号、以下『意見』という）を公布。外資比率が 50%以下に制限されている電信付加価値業務について、一部業務を除き 50%以上の出資を認める方針を明らかにしました。『弁法』は、『意見』の方針を受けて上海自由貿易区における外資参入条件や実務手続を規定したもので、公布日より施行されています。

『弁法』は、上海自由貿易区における外商投資企業の電信付加価値業務への参入について、登録資本金 100 万元以上などの基本条件を設定しています（第 2 条、右囲み参照）。一方、『意見』が緩和した外資比率規制につ

上海自由貿易区での外商投資企業の電信付加価値業務参入条件

- ✓ 上海自由貿易区内で法に基づき設立された会社であること
- ✓ 経営活動の展開と相応する資金および専門人員を有していること
- ✓ ユーザーのために長期的なサービスを提供する信用もしくは能力を有していること
- ✓ 登録資本金が 100 万元以上であること
- ✓ 必要な場所、施設、技術方案、ネットワークと情報セキュリティ保障制度・措置を有していること（うち、サービス施設は区内にあること）
- ✓ 会社、主要投資家、主要経営管理人員が 3 年以内に電信監督管理制度に違反した記録がないこと
- ✓ 国家が規定するその他の条件

（『弁法』第 3 条）

いては、「試験区の外商投資企業が経営することができる電信付加価値業務および外国側投資家の出資比率は、工業情報化部が関連規定に基づき確定する」（第2条）としているだけで、具体的な比率を明記していません。このため、『意見』やネガティブリストに明記されている出資比率を認めるものと考えられます（図表参照）。

『弁法』により、上海自由貿易区内の外商投資電信企業の認可権限は、上海市通信管理局に委譲されます。同局は、外商投資企業による参入申請を受理してから60日以内に批准するかどうかを決定し、批准する場合には企業に有効期限3年（暫定）の『中国（上海）自由貿易試験区外商投資電信付加価値業務経営試行承認回答』を発行します。

また『弁法』は、同局が上海自由貿易区内の外商投資電信企業に対して年次検査を実施（第9条）し、企業の経営行為、電信料金、サービス品質、個人情報保護、セキュリティ管理要求の実施状況などについて検査を行うと規定しています（第10条）。

【図表】上海自由貿易区における

電信付加価値業務の外資参入可能比率

参入比率	業務内容
独資も可	国内多拠点間通信サービス
	保存・転送類
	コールセンター
	インターネット接続サービス（一般ユーザー向け）
	情報サービス（アプリケーションストア）
55%以下	オンラインデータ処理・取引処理（経営類電子商取引）
50%以下	オンラインデータ処理・取引処理（その他）
	国内インターネット仮想プライベートネットワーク（IP-VPN）
	インターネット接続サービス（ネット関連業者向け）
	情報サービス（その他）
禁止	インターネットデータセンター（IDC）
	ニュースサイト、オンライン番組視聴、インターネットカフェ、インターネット文化経営（音楽を除く）、オンラインゲーム運営

（『意見』およびネガティブリストに基づき、中国アドバイザー一部作成）

*

『弁法』の詳細については、3ページからの日本語仮訳および7ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

**工業情報化部
工信部通[2014]130号**

**『中国（上海）自由貿易試験区における外商投資電信付加価値業務経営試行管理弁法』
の印刷・配布に関する通達**

『工業情報化部、上海市人民政府による中国（上海）自由貿易試験区における付加価値電信業務のさらなる対外開放に関する意見』（工信部聯通[2013]410号）を貫徹して具体化し、中国（上海）自由貿易試験区における電信付加価値業務の試行開放業務を推進するため、当部は『中国（上海）自由貿易試験区における外商投資電信付加価値業務経営試行管理弁法』を制定した。ここに印刷・配布する。

2014年4月15日

中国（上海）自由貿易試験区における外商投資電信付加価値業務経営試行管理弁法

- 第1条** 中国（上海）自由貿易試験区（以下「試験区」という）における外商投資による電信付加価値業務経営の需要に適応するため、『中華人民共和国電信条例』、『外商投資電信企業管理規定』、『中国（上海）自由貿易試験区における関連行政法規および国務院文書規定の行政審査・批准または参入特別管理措置の一時的な調整に関する決定』および『工業情報化部、上海市人民政府による中国（上海）自由貿易試験区における付加価値電信業務のさらなる対外開放に関する意見』等の関連規定に基づき、本弁法を制定する。
- 第2条** 試験区の外商投資企業が経営することができる電信付加価値業務および外国側投資家の出資比率は、工業情報化部が関連規定に基づき確定する。
- 第3条** 試験区の外商投資企業が電信付加価値業務の経営を申請する場合、以下の条件に合致していなければならない。
- (1) 経営者が試験区内で法に基づき設立された会社であること、
 - (2) 経営活動の展開と相応する資金および専門人員を有していること、
 - (3) ユーザーのために長期的なサービスを提供する信用もしくは能力を有していること、
 - (4) 登録資本最低限度額が100万人民元であること、
 - (5) 必要な場所、施設、技術方案およびネットワークと情報セキュリティ保障制度および措置を有しており、このうちサービス施設は試験区内になければならないこと、
 - (6) 会社およびその主要投資家ならびに主要経営管理人員が3年以内に電信監督管理制度に違

- 反した違法記録がないこと、
(7) 国家が規定するその他の条件。

第4条 試験区内で電信付加価値業務の経営を申請する外商投資企業は、上海市通信管理局に申請を提出して以下の文書を送付しなければならない。

- (1) 会社の法定代表者が署名した電信付加価値業務経営の書面申請。内容は、経営を申請する電信業務の種類、業務カバー範囲、会社の名称、会社の通信場所、郵便番号、連絡担当者、連絡電話、電子メールアドレス等を含む。
- (2) 会社の外国側主要投資家の関連資料。会社の登記証、基本状況の紹介、会計士事務所の監査を経た直近の財務会計報告、信用証明等を含む。会社のその他の投資家の関連資料。会社の登記証もしくは営業許可証、基本状況の紹介を含む。
- (3) 会社の『外商投資企業批准証書』もしくは『中国（上海）自由貿易試験区外商/香港・マカオ・台湾系投資企業届出証明』、『企業法人営業許可証』の副本およびコピー。
- (4) 会社の概況。会社の基本状況、電信付加価値業務に従事予定の人員・場所および施設等の状況。
- (5) 会社定款、会社持分構造の関連状況。
- (6) 経営を申請する電信業務の業務発展、実施計画および技術方案。
- (7) ユーザーのために提供する長期的なサービス、品質保証およびユーザーの個人情報保護の措置。
- (8) ネットワークと情報セキュリティ保障制度および措置。
- (9) 会社の信用を証明する関連資料。
- (10) 会社の法定代表者が署名した会社が法に基づき電信業務を経営する承諾書。

第5条 上海市通信管理局は、申請資料に対して審査を行い、申請資料が揃っており、法定の形式に合致している場合、申請企業に申請受理通知書を発行しなければならない。申請資料が揃っていない、もしくは法定の形式に合致していない場合、その場で、もしくは5営業日以内に一括で申請企業に補充が必要な全部の内容を通知しなければならない。

第6条 上海市通信管理局は、受理の日から60日以内に審査業務を完成させ、批准する、もしくは批准しない決定を下さなければならない。批准する場合、『中国（上海）自由貿易試験区外商投資電信付加価値業務経営試行承認回答』を発給する（有効期限は暫定的に3年とする）。批准しない場合、書面で申請企業に通知して理由に説明しなければならない。

第7条 上海市通信管理局は、申請企業に試行承認回答を発給した後、10日以内に工業情報化部に届け出なければならない。

第8条 試験区の外商投資電信企業は、法に基づき電信付加価値業務の経営を規範化し、ユーザーの合法的な権益を保護し、期限どおりに業務発展状況を報告し、いかなる方式の不正等競争をも実施せず、ユーザー情報の保護を適切に遂行し、ネットワークと情報セキュリティを守らなければならない。

第9条 上海市通信管理局は、試験区の外商投資電信企業に対して年次検査制度を実行する。外商投資電信企業は、報告年の翌年の第1四半期に上海市通信管理局に以下の年次検査資料を送付しなければならない。

- (1) 当年度の電信業務経営状況。業務発展、人員および機構の変動状況、サービス品質およびユーザーの個人情報保護状況、ネットワークと情報セキュリティ管理要求の実施状況、国家および電信管理機構に関連する規定の執行状況等。
- (2) 会社の企業法人営業許可証のコピー。
- (3) 上海市通信管理局が送付を要求するその他の資料。

第10条 上海市通信管理局が年次検査を行うとき、外商投資電信企業が送付した資料に対して全面的な審査確認を行い、合わせてその経営主体、経営行為、電信料金、サービス品質およびユーザーの個人情報保護、ネットワークと情報セキュリティ管理要求の実施、国家および電信管理機構に関連する規定の執行状況等に対して検査を行わなければならない。

期限どおりに年次検査に参加かつ年次検査事項が規定に合致している場合、年次検査合格とする。規定に基づき年次検査に参加しない、もしくは年次検査事項が規定に合致しない場合、上海市通信管理局は是正を命令し、合わせて法に基づき相応の行政処罰を科さなければならない。期限どおりに是正した場合、是正を経ての年次検査合格とする。拒否して是正しない場合、年次検査不合格とする。

年次検査の結果および処罰状況は、『試行承認回答』付属文書の『年次検査および違法記録』に記録し、社会に公布して工商行政管理機関に通報しなければならない。

第11条 試験区の外商投資電信企業に『外商投資電信企業管理規定』第18条から第20条の規定する状況がある場合、上海市通信管理局は法に基づき処罰を科す。

第12条 工業情報化部は、試験区の外商投資による電信付加価値業務経営試行業務に対して組織的に評価を行うことに責任を負う。上海通信管理局は、年次検査および日常監督管理状況に基づき、四半期ごとに外商投資電信付加価値業務経営評価報告を提出し、工業情報化部に送付しなければ

ばならない。

第13条 本弁法は、印刷・配布の日より施行し、関連内容は国务院の関連決定に基づき適宜調整を行う。

（中国語原文）

工业和信息化部

工信部通[2014]130 号

关于印发《中国（上海）自由贸易试验区外商投资经营增值电信业务试点管理办法》的通知

为贯彻落实《工业和信息化部、上海市人民政府关于中国（上海）自由贸易试验区进一步对外开放增值电信业务的意见》（工信部联通[2013]410 号），推进中国（上海）自由贸易试验区增值电信业务试点开放工作，我部制定了《中国（上海）自由贸易试验区外商投资经营增值电信业务试点管理办法》，现予印发。

2014 年 4 月 15 日

中国（上海）自由贸易试验区外商投资经营增值电信业务试点管理办法

第一条 为了适应中国（上海）自由贸易试验区（以下简称试验区）外商投资经营增值电信业务的需要，根据《中华人民共和国电信条例》、《外商投资电信企业管理规定》、《国务院关于在中国（上海）自由贸易试验区内暂时调整有关行政法规和国务院文件规定的行政审批或者准入特别管理措施的决定》及《工业和信息化部、上海市人民政府关于中国（上海）自由贸易试验区进一步对外开放增值电信业务的意见》等有关规定，制定本办法。

第二条 试验区外商投资企业可以经营的增值电信业务及外方投资者的出资比例，由工业和信息化部根据有关规定确定。

第三条 试验区外商投资企业申请经营增值电信业务的，应当符合下列条件：

- （一）经营者为在试验区依法设立的公司。
- （二）有与开展经营活动相适应的资金和专业人员。
- （三）有为用户提供长期服务的信誉或者能力。
- （四）注册资本最低限额为 100 万元人民币。
- （五）有必要的场地、设施、技术方案以及网络与信息安全保障制度和措施，其中服务设施须设在试验区内。
- （六）公司及其主要投资者和主要经营管理人员三年内无违反电信监督管理制度的违法记录。
- （七）国家规定的其他条件。

第四条 试验区内申请经营增值电信业务的外商投资企业，应向上海市通信管理局提出申请并报送下列文件：

- (一) 公司法定代表人签署的经营增值电信业务的书面申请。内容包括：申请经营电信业务的种类、业务覆盖范围、公司名称、公司通信地址、邮政编码、联系人、联系电话、电子信箱地址等。
- (二) 公司外方主要投资者的有关材料，包括公司登记证、基本情况介绍、经会计师事务所审计的最近财务会计报告、资信证明；公司其他投资者的有关材料，包括公司登记证或者营业执照、基本情况介绍。
- (三) 公司的《外商投资企业批准证书》或《中国（上海）自由贸易试验区外商/港澳台侨投资企业备案证明》、《企业法人营业执照》副本及复印件。
- (四) 公司概况。包括：公司基本情况，拟从事增值电信业务的人员、场地和设施等情况。
- (五) 公司章程、公司股权结构的有关情况。
- (六) 申请经营电信业务的业务发展、实施计划和技术方案。
- (七) 为用户提供长期服务、质量保障及用户个人信息保护的措施。
- (八) 网络与信息安全保障制度和措施。
- (九) 证明公司信誉的有关材料。
- (十) 公司法定代表人签署的公司依法经营电信业务的承诺书。

第五条 上海市通信管理局应当对申请材料进行审查，申请材料齐全、符合法定形式的，应当向申请企业出具受理申请通知书。申请材料不齐全或者不符合法定形式的，应当当场或者在 5 个工作日内一次告知申请企业需要补正的全部内容。

第六条 上海市通信管理局应当自受理之日起 60 日内完成审查工作，作出予以批准或者不予批准的决定。予以批准的，颁发《中国（上海）自由贸易试验区外商投资经营增值电信业务试点批复》（有效期暂定为 3 年）。不予批准的，应当书面通知申请企业并说明理由。

第七条 上海市通信管理局向申请企业颁发试点批复后，应当在 10 日内向工业和信息化部备案。

第八条 试验区外商投资电信企业应当依法规范经营增值电信业务，保护用户合法权益，按时报送业务发展情况，不实施任何方式的不正当竞争，做好用户信息保护，维护网络与信息安全。

第九条 上海市通信管理局对试验区外商投资电信企业实行年检制度。外商投资电信企业应当在报告年的次年第一季度向上海市通信管理局报送下列年检材料：

- (一) 本年度的电信业务经营情况；业务发展、人员及机构变动情况；服务质量和用户个人信息保护情况；落实网络与信息安全管理要求情况；执行国家和电信管理机构有关规定的情况等。

- (二) 公司的企业法人营业执照复印件。
- (三) 上海市通信管理局要求报送的其它材料。

第十条 上海市通信管理局进行年检时，应当对外商投资电信企业报送的材料进行全面审核，并对其经营主体、经营行为、电信资费、服务质量和用户个人信息保护、落实网络与信息安全管理要求、执行国家和电信管理机构有关规定的情况等进行检查。

按时参加年检并且年检事项符合规定的，为年检合格。未按规定参加年检或者年检事项不符合规定的，上海市通信管理局应当责令改正，并依法给予相应的行政处罚；按时改正的，为经整改年检合格；拒不改正的，为年检不合格。

年检结果和处罚情况应当在《试点批复》附件《年检和违法记录》中记录，向社会公布并通报工商行政管理机关。

第十一条 试验区外商投资电信企业有《外商投资电信企业管理规定》第十八条至二十条规定情形的，上海市通信管理局依法予以处罚。

第十二条 工业和信息化部负责组织对试验区外商投资经营增值电信业务试点工作进行评估。上海市通信管理局应当依据年检及日常监管情况按季度出具外商投资经营增值电信业务评估报告，报送工业和信息化部。

第十三条 本办法自印发之日起施行，有关内容将根据国务院有关决定适时进行调整。